

## 第2回 兵庫県規制改革推進会議 次第

日 時 令和6年3月18日（月）13:30～14:30

場 所 兵庫県庁第3号館7階 中会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

(1) 第1回会議で継続審議となった事項

①建築物環境性能評価の市町条例との関係の見直し

(2) 令和5年度報告書（案）について

### 3 その他

### 4 閉 会

#### 【配付資料】

資料1 建築物環境性能評価の市町条例との関係の見直し

資料2 令和5年度報告書（案）

参考資料1 令和6年度規制改革に関する提案募集について

## 第2回兵庫県規制改革推進会議 出席者名簿

### 1 委員

氏名	所属・役職	出欠	備考
岸 敏幸	兵庫県経営者協会専務理事	出席	
新保 奈穂美	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科講師	欠席	
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員	欠席	
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授	出席	委員長
那須 健	日本労働組合総連合会 兵庫県連合会事務局長	出席	
三宅 康成	兵庫県立大学環境人間学部教授	出席	

(五十音順)

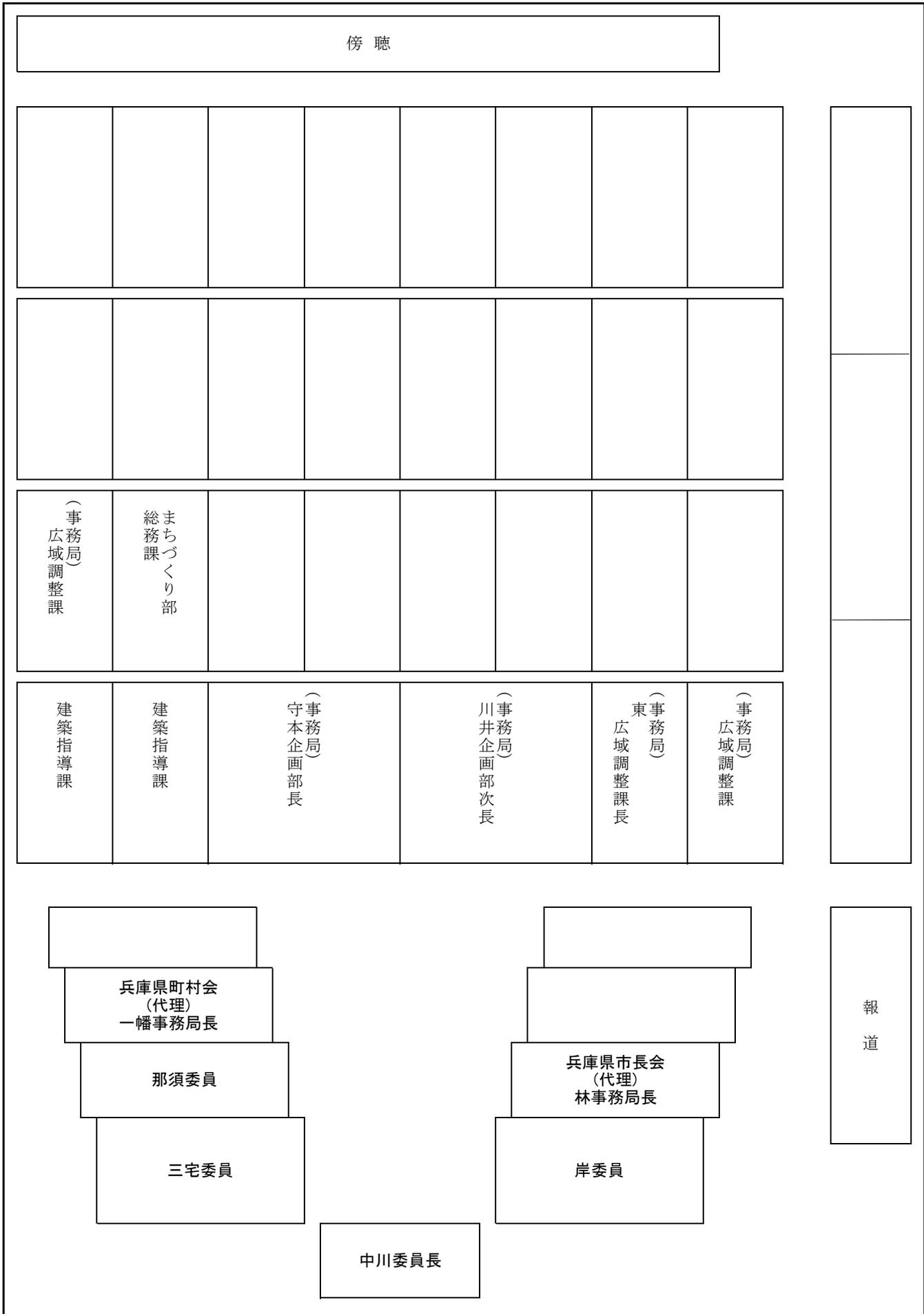
### 2 オブザーバー

氏名	所属・役職	出欠	代理者
門 康彦	兵庫県市長会会長	代理 出席	事務局長 林 千景
庵途 典章	兵庫県町村会会長	代理 出席	事務局長 一幡 孝明

# 第2回 兵庫県規制改革推進会議 配席図

日時:令和6年3月18日(月)

場所:3号館7階 中会議室



根拠法令等	(県) 環境の保全と創造に関する条例
提案内容 (神戸市)	
<p>(1) 県では、建築物による環境への負荷の低減を図るため「環境の保全と創造に関する条例」で、一定規模以上の建築物を新築等する者は建築物環境性能評価 (CASBEE) を行い、届け出ることを義務づけている。</p> <p>(2) ただし環境性能評価については、市町が県条例と同等以上の内容を規定する条例を制定した場合は、県の条例が適用除外される。神戸市では「神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例」を制定し、独自の環境性能評価 (CASBEE 神戸) を義務づけているため、県条例の適用が除外されている。</p> <p>(3) 令和 4 年に改正建築物省エネ法が改正され、令和 7 年には小規模住宅も含めた建築物に省エネ基準への適合が義務づけられることになった (省エネ性能の表示は努力義務)。</p> <p>(4) 省エネ性能に関する評価は CASBEE 以外にも様々な制度があるが、CASBEE は環境に関する様々な要素の総合評価であり、消費者にとって優劣が判別しやすい制度とは言いがたい。神戸市としては、脱炭素社会への実現に向けて、消費者にとって分かりやすい省エネ性能表示の推進を強化したいと考えている。</p> <p>(5) CASBEE 神戸の届出を義務から任意とすることで、事業者の類似制度にかかる負担を軽減することができるが、そうすると「県条例と同等以上の内容」ではなくなるため、県条例が適用されることとなり、結果的に CASBEE の届出が義務となる。そこで、<u>県条例の適用除外の条件にある「県条例と同等以上の内容」という基準の見直しを提案する。</u></p>	
規制の状況	
<p>○ (県) 環境の保全と創造に関する条例</p> <p>建築物による環境への負荷の低減を図るため、<u>2,000 m<sup>2</sup>以上の規模の建築物を新築 (増築等含む) する場合、建築環境総合性能評価システム (CASBEE) に基づく評価を行い、工事着工の 21 日前までに届出の義務</u></p> <p>※ ただし、同等以上の内容を市町条例で定めている場合は、県条例は適用除外 →神戸市は、市条例で独自の「CASBEE 神戸」による評価、届出を義務づけており、<u>適用除外</u> ∴ <u>評価、届出が「義務」でない場合は、「同等以上の内容」とは見なされず、県条例の適用となる</u></p> <p>○ 建築物の環境性能評価・省エネ性能評価</p> <p>(1) CASBEE (建築物環境性能評価システム)</p> <p>&lt;特徴&gt; <u>建築物が敷地外に与える環境負荷と、敷地内における環境品質・性能の両面から評価</u></p> <p>&lt;評価項目&gt; 環境負荷：①エネルギー使用の抑制、②資源・資材の適正利用、 ③環境負荷の低減 (大気汚染、騒音、光害等)</p> <p>環境品質：①室内環境の向上 (音、温熱、光環境等)、 ②長期間使用の促進 (耐久性、耐震性、更新性等)、 ③周辺地域の環境保全 (生物環境、景観配慮等)</p> <p>&lt;評価結果&gt; 環境負荷と環境品質を基に点数化。それぞれの値を基に S～C の 5 段階にランク分け</p> <p>(2) CASBEE 神戸 (神戸市建築物総合環境評価制度)</p> <p>&lt;特徴&gt; CASBEE を基本に、評価項目のうち下記の 3 項目を重要項目として位置づけ ①まちなみ・景観への配慮、②建築物の耐震性等、③バリアフリー計画</p>	

### (3) 省エネ性能表示制度

<特徴>販売・賃貸事業者が建築物の省エネ性能を広告等に表示することで、消費者が建築物を購入・賃借する際に、省エネ性能の把握や比較が可能になる

<評価項目>エネルギー消費性能（エネルギー消費量（冷暖房・照明等）－再エネ発電量）  
断熱性能（熱の逃げにくさ、日射熱の入りにくさ）

<評価結果>エネルギー消費性能・断熱性能それぞれ、最大7段階で評価

<備考>令和6年4月から、建築物の販売・賃貸業者に省エネ性能の表示が努力義務化

※令和7年4月には、全ての新築住宅・非住宅に、省エネ基準への適合が義務化される

## 条例等所管部局等の回答(建築指導課)

### 【現行の制度運用を維持】

- (1) 県の「環境の保全と創造に関する条例」では、その前文で「日常の生活や事業活動を自ら環境に配慮したものに改め、それを通じて、社会のあり方を環境に適合した持続的発展が可能なものに変革していかなければならない」としており、これは、今般のSDGsの取組や脱炭素の推進に通ずるものである。
- (2) 当該条例により評価・届出を義務付けているCASBEEは、建築物の新築から解体撤去に至るまでの長期にわたる環境への様々な影響に鑑み、より少ない環境負荷（エネルギー、資源マテリアル、敷地外環境）で、より良い環境品質・性能（室内環境、サービス機能、敷地内環境）を実現しようとするものである。
- (3) 消費者にとって分かりやすい省エネ性能表示の推進は重要な取組であると考えているが、省エネ性能表示制度で評価されるのは環境負荷（エネルギー分野）である。CASBEEで評価されているエネルギー以外の環境負荷や、環境品質・性能などの評価が不足しており、省エネ性能表示制度だけでCASBEEの届出制度と同等であるとは言い難い。
- (4) 建築物は、その新築から解体撤去に至るまで、長期にわたり環境へ様々な影響を与える。そのため、環境に適合した持続的発展が可能な社会を目指すためには、エネルギー分野だけではなく、建物の環境への影響と住みやすさのバランスを総合的に評価することが重要である。現条例では、CASBEEによる評価、届出の義務付けによりその目的を達成しており、適用除外の条件としてこれと同等以上の内容を求める現行の制度運用を見直すことは適当でない。

## 第1回規制改革推進会議での意見に対する提案者・所管部局の回答

### 1. 神戸市の提案の意図

#### <第1回会議での委員意見>

##### 神戸市の提案の意図を確認したい

- ・ CASBEE 神戸は、CASBEE に重点項目を加えた進んだ取組だが、せっかく作った CASBEE 神戸ではなく省エネ性能に注力したいということか。
- ・ 省エネ性能に注力したいのであれば、現行の CASBEE 神戸に、省エネに関する項目を追加する方法もあるのでは。
- ・ 環境への影響が、少し置き去りにされている感じがする。
- ・ 事業者の負担軽減という視点だけで、環境に対して後ろ向きの議論をするのはよくないのでは。

#### <意見に対する神戸市の回答>

- ・ 本市重点項目を含め、CASBEE の多くの評価項目で、建築物省エネ法や緑化制度、バリアフリー法など他法令の規制や住宅性能評価制度等の他評価手法により、一定水準以上の評価が担保されるようになり、直近5年では全ての建物がBランク（平均程度）以上である。  
ただし、本制度で誘導すべきSランクやAランクの建物が年々増えているという実態はなく、格付けの底上げには至らない。
- ・ 一方、建築分野における国の環境施策は、脱炭素社会を目指して、省エネ性能表示制度の強化や、全建築物の省エネ適合義務化・強化など、省エネ施策に力を入れており、事業者、設計者等の業務を見直し、限られた人的資源等を省エネ施策に注力をしていく必要があると考えている。
- ・ 省エネ性能としては、建築物省エネ法で規制強化され、評価されるため、CASBEE に項目を追加することや評価を一層重点化することは考えていない。
- ・ CASBEE に任意の届出・公表の制度を残すことで、評価を希望される事業主には建築物の総合的な環境性能を向上させようとするインセンティブが働くものと考えている。
- ・ 事業者負担軽減という視点だけではなく、届出義務を見直すことによって、建築物の環境性能の根幹であり、明瞭な評価項目である建築物の省エネ性能の向上に注力することで、環境性能の向上を図っていきたい。

## 2. CASBEE 届出の義務

### <第1回会議での委員意見>

#### 届出の義務について、その実態はどうか

- ・ 現在の CASBEE 届出の義務には過料などの仕組みがなく、担保措置のない、制裁のない義務となっているのでは。
- ・ 制度の実態として、義務なのか努力義務なのか検討の必要がある。
- ・ 実態が努力義務であれば、提案どおり届出を任意にした場合にどうなるのか検討が必要。

### <意見に対する建築指導課の回答>

- ・ CASBEE の届出は過料などの罰則はないが義務であり、実態上も届出がない場合は勧告することができる。
- ・ また、勧告に従わないときは、その旨を公表する場合があることをマニュアルに明記しているため、担保性のある制度である。

### 3. CASBEE と省エネ性能評価の関係性

#### <第1回会議での委員意見>

#### CASBEE から項目を抽出するなど、簡易な方法で省エネ性能表示が出せないか

- ・ CASBEE の評価を基にインセンティブの付与や指導・助言を行う枠組があるのならば、届出の義務を無くすべきではない。
- ・ CASBEE 届出の義務に加え、省エネ性能表示も必要となると、事業者の負担が大きいというのは理解できる。
- ・ 二度手間にならないよう、CASBEE の一部を抜き出せば省エネ表示になるような、効率的な仕組みにはできないか。

#### <意見に対する建築指導課の回答>

- ・ 外部環境への負荷が大きい一定規模（床面積 2,000 m<sup>2</sup>）以上の大規模な建物を建てる場合に、CASBEE の届出をすることは過大とまではいえない。

#### **【CASBEE 届出時の添付図書】**

確認申請書の一部（配置図など）、建築物省エネ法に基づく計画書の写し及び CASBEE 評価ソフトによる評価シートを求めているが、大きな負担となるものではない（別紙1参照）。

#### **【CASBEE 評価ソフトによる評価】**

建築物省エネ法に基づく計算結果（2項目）を入力するものであるため、大きな負担となるものではない（別紙2参照）。

## CASBEE 届出時の添付図書

	添付図書	備 考	
1	配置図		確認 申請書 の添付 図書
2	付近見取図		
3	各階平面図		
4	立面図		
5	断面図	階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さの含まれた図、壁の断面詳細図	建築物 省エネ法 に基づく 申請書
6	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく「確保計画書」又は「構造及び設備に関する計画書」の写し		
7*	CASBEEにおける ①メインシート ②評価結果シート ③スコアシート ④解説シート（6種類）	CASBEE評価ソフト（Excel形式）による建築物環境性能評価書の作成方法等の解説は第三章を参照してください。 レベル3を上回る採点をした項目を中心として、建築物環境性能評価書作成の根拠資料を求める場合があります。	CASBEE 評価 ソフト による 評価

※CASBEEにおける図書のうち、7-①～④については、CD-R等の電子データによる提出をお願いします。

## CASBEE 評価ソフトによる評価

省エネ計算結果を CASBEE 評価ソフトに入力すれば、自動的に計算される。

### 【省エネ計算結果】

#### モデル建物法入力支援ツール(平成28年省エネ基準用)による計算結果

#### 1. 計算結果及び評価結果

(1) 建築物の名称	新築工事		
(2) 床面積	500.81	XML ID/再出力コード	
(3) 省エネ地域区分/年間日射地域区分	6地域		
(4) モデル建物			
<b>(5) 評価結果</b>			
年間熱負荷係数	【BPIm】	0.72	
一次エネルギー消費量	【BEIm】	0.85	
	【誘導BEIm】	0.85	
空気調和設備	【BEIm/AC】	0.81	
機械換気設備	【BEIm/V】	-	
照明設備	【BEIm/L】	0.65	
給湯設備	【BEIm/HW】	1.20	
昇降機	【BEIm/EV】	1.00	
太陽光発電		なし	
コージェネレーション設備		なし	
<b>(6) 判定</b>		BPIm ≤ 1.00	達成
		BEIm ≤ 1.00	達成
		誘導BEIm > 0.70	非達成

### 【CASBEE】

■LR1 「建築物エネルギー消費性能確保計画」等からの必要事項の転記 ■建物名称 ○○ビル

**1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項**

非住宅部分 【BPi】【BPIm】 =   <1~7地域> レベル 4.0  
<8地域> レベル 4.4

住宅部分 **品確法**  相当 ※1、2

※1 各住戸の相当する等級が異なる場合には、住戸毎に評価を行い、算定されたレベルを住戸数で加重平均し、四捨五入で最も近いレベルを選択する。ただし、レベル5の「等級4を超える水準」については、各住戸の平均外皮性能値に基づき評価するため、加重平均を行う必要はない。

※2 等級4を超える水準

<1~7地域> 各住戸のUA値について①又は②の基準を満たし、且つ、③AC値について等級4相当を満たすこと。  
①住戸の設計UA値が基準UA値に0.85を乗じた値以下であること。  
②外気に接する床の部位熱貫流率が①の値に0.85を乗じた値以下であり、かつ、住戸の設計UA値が基準UA値に0.9を乗じた値以下であること。  
1~2地域:0.27、3地域:0.32、4~7地域:0.37  
<8地域> 各住戸の開口部の平均日射熱取得量が12以下となること。

	床面積(m <sup>2</sup> )	床面積比率	レベル
非住宅部分		1.00	レベル 4.0
住宅部分	0	0.00	レベル 2.0

LR1/1. 建物外皮の熱負荷抑制

**2 一次エネルギー消費性能(BEIm等の転記)**

建物全体のBEI 【BEI】【BEIm】 =   下記(1)(2)(3)で評価する場合は空欄

非住宅部分のBEI 【BEI】【BEIm】 =  非住宅建築物は、建物全体のBEIと同じ数値を入力  
下記(1)(2)(3)で評価する場合は複合用途の内の非住宅部分の(1)(2)の【BEI】【BEIm】の値を入力(LCCO2評価用)

以下の場合は、建物全体のBEI(BEIm)での評価になります。

- ・非住宅建築物で、標準入力法(BEi)で評価した場合
- ・非住宅建築物で、モデル建物法(BEIm)で評価した場合
- ・住宅用途ないしは住宅を含む複合用途で、専有部を算定プログラム(BEi)、共用部と非住宅部分を標準入力法(BEi)で評価した場合(共用部を評価しない場合も含む)

■用途別BEi設定値	床面積(m <sup>2</sup> )	床面積比率	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
事・学・工	15,300.00	0.47	1.10	1.00	0.80	0.70	0.60
物・飲・会・病・ホ	17,000.00	0.53	1.10	1.00	0.80	0.75	0.70
住	0.00	0.00	1.20	1.10	1.00	0.90	0.85
評価建物	32,300.00	1.00	1.10	1.00	0.80	0.73	0.65

LR1/3. 設備システムの効率化